

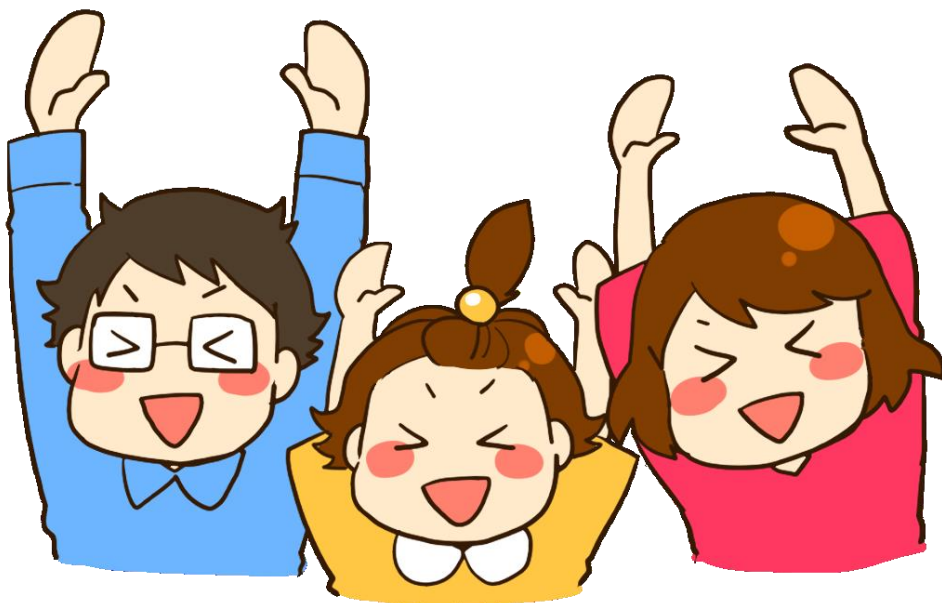
2026 年度 ご案内

【R8.4.1】

わくわく出雲生活実現支援事業

— 移住支援金 —

東京圏から移住される方へ移住支援金を支給します



出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係

TEL: 0853-21-6629 Fax: 0853-21-6599

Email: teijyu@city.izumo.shimane.jp

1. 申請資格

以下の（１）共通要件を満たし、かつ、

（２）就業に関する要件、

（３）テレワークに関する要件、

（４）関係人口に関する要件、

（５）起業に関する要件のいずれかに該当する方。

また、２人以上世帯向けの金額１００万円以上を申請する場合は、

（６）世帯に関する要件も満たすこと。

（１）共通要件（全てに該当）

①移住元の要件

- 出雲市に住民票を移す直前１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区に在住または東京圏（※１）から東京２３区内に通勤していたこと。

（※１）東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。

条件不利地域の詳細はおたすねください。

- 出雲市に住民票を移す直前に連続して１年以上、東京２３区に在住または東京圏（条件不利地域を除く）から東京２３区内に通勤していたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

- ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

②移住先の要件

- 移住支援金の申請日から５年以上、出雲市に継続して居住する意思を有していること。

③その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 島根県または出雲市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

①一般の場合

- 「くらしまねっと」に掲載された移住支援金の対象求人に新規就業し、次の就業要件に全て該当する方が対象になります。

※くらしまねっと・・・（公財）ふるさと島根定住財団が運営する移住支援情報ポータルサイト

《就業要件》

- ㊦勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- ㊦就業先が、移住支援金の対象法人として登録された法人であること。
- ㊦週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ㊦求人への応募日が「くらしまねっと」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。
- ㊦就業先の法人に移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ㊦転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

②専門人材の場合

- プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して新規就業し、次の就業要件に全て該当する方が対象になります。

《就業要件》

- ㊦勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- ㊦週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ㊦当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ㊦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ㊦目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

- 次の全てに該当する方が対象になります。

- ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行うこと。
- ②移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施する。

- ③内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）関係人口に関する要件

- 転入時に 45 歳以下の者が、次のアの要件のいずれかに該当し、かつ、イの要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

- （ア）東京いずもふるさと会に在籍する者
- （イ）過去 5 年間、継続して年 1 回以上ふるさと納税をした者
- （ウ）出雲観光大使として活動する者

イ 地域の担い手確保の要件

- （ア）農林水産業に就業する者
- （イ）家業等へ就業する者
- （ウ）地域交通の確保等の地域課題を解決するため、出雲市が認めた企業（道路旅客運送業）に就業した者
- （エ）自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

（５）起業に関する要件

- 起業支援金事業の交付決定を受けていること。

※起業支援金事業・・・島根県商工会連合会が、社会的事業による起業をしようとする移住者または県内在住者に対して補助金を交付し、県内における社会的起業の促進を図る事業

（６）世帯に関する要件（２人以上世帯向けの金額１００万円を申請する場合のみ）

- 次の全てに該当すること方が対象になります。

- ①申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ②申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後 1 年以内であること。
- ④申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2. 移住支援金の金額

単身の場合	60万円
世帯の場合	100万円
子ども加算 (18歳未満の者)	1人につき100万円加算



3. 申請期限

申請要件によって申請期限が異なります。

●起業に関する要件の場合

転入後1年以内、かつ、起業支援金事業の交付決定を受けてから1年以内

●それ以外の要件の場合

転入後1年以内

4. 申請受付

令和8年度の申請受付は、**令和9年1月20日まで**となります。

※予算額に達した場合、受付終了となります。事前にお問い合わせください。

※なお、上記3の申請期限内であれば、令和9年度に申請することができます。

5. 提出書類

*印の書類は、**申請日から3か月以内に発行されたもの**をご準備ください。

なお、各種証明書類は出雲市へ転入後、発行されたものをご提出ください。

●全員が提出必要

- ☐ 写真付き身分証明書
- ☐ 移住支援金交付申請書兼宣誓書
- ☐ *移住元の住民票の除票の写し、または戸籍の附票の写し
(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- ☐ 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し
(口座番号、名義人等が確認できるもの)
- ☐ *出雲市の住民票(世帯全員)

●東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 ※様式あり

- 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者、または個人事業主のみ提出が必要
 - ☐ ＊開業届出済証明書等（移住元での勤務地を確認できる書類）
 - ☐ ＊個人事業等の納税証明書（移住元での就業期間を確認できる書類）
- 世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要
 - ☐ 移住元の住民票の除票の写し（移住する世帯員）
- （要件別）就業、またはテレワークの申請者のみ提出が必要
 - ☐ ＊就業先企業等の就業証明書等 ※様式あり
- （要件別）テレワークの申請者のうち、個人事業主・フリーランスの場合のみ提出が必要
 - ☐ 就業時間の証明書
 - ☐ 業務委託契約書等（移住前から業務を行っており、移住後も同一の業務をテレワークにより継続することが確認できる書類）
 - ☐ 申請前3か月間において当該テレワーク業務を継続的行っており、収入が発生している事実が確認できる書類（確定申告書の写し等）
 - ☐ 開業届の写し（個人事業主のみ）
- （要件別）起業の申請者のみ提出が必要
 - ☐ 起業支援金事業の交付決定通知書（写し）
- （要件別）関係人口の申請者のみ提出が必要
 - ☐ ＊関係人口の要件を証明する書類



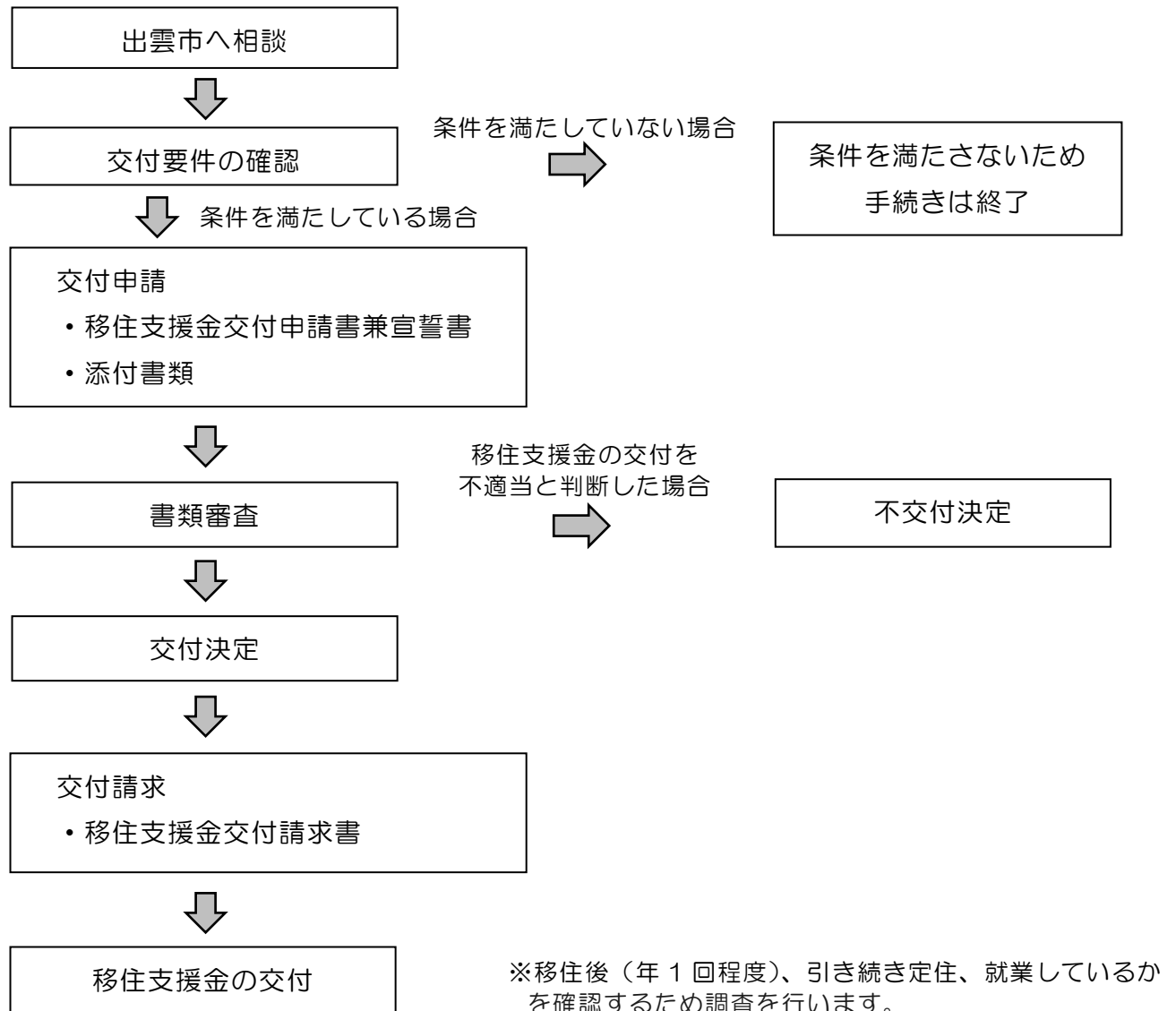
6. 移住支援金の返還について

移住支援金の支給を受けた方が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の返還が必要です。

返還区分		返還金額
他自治体へ転出した場合	移住支援金の申請日から3年未満	全額
	移住支援金の申請日から3年以上5年以内	半額
（就業の場合のみ） 移住支援金の申請日から1年以内に職を辞した場合		全額
起業支援金事業の交付決定を取り消された場合		全額
虚偽の申請等が明らかになった場合		全額

※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、島根県及び出雲市が認めた場合はこの限りではありません。

7. 申請の流れ



8. その他

この移住支援金は、所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、確定申告が必要な場合があります。